



2022年2月15日

各 位

会 社 名 ユニフォームネクスト株式会社
代表者名 代表取締役社長 横井康孝
(コード番号 3566 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理部長 吉川貴之
(TEL. 0776-43-1034)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第28期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ⑤字句の統一及び所要の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第8条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部<u>または</u>一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令で定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の権限)</p> <p>第 32 条 監査等委員会は、法令<u>または</u>定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役<u>の</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部<u>又は</u>一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の権限)</p> <p>第 32 条 監査等委員会は、法令<u>又は</u>定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条～第34条（条文省略）</p> <p>（監査等委員会の議事録）</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>（監査等委員会規程）</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（監査役との責任限定契約に関する経過措置）</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第33条～第34条（現行どおり）</p> <p>（監査等委員会の議事録）</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>（監査等委員会規程）</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（監査役との責任限定契約に関する経過措置）</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p>第2条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月25日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年3月25日（予定）

以 上